

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○福島県行政組織規則の一部を改正
する規則
四

規 則

○福島県行政組織規則の一部を改正

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則及び福島県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第二十一号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表保健福祉部の項中「医療看護課」を「地域医療課」に改め、同表農林水産部の項中「農産物安全課 農産物流通課」を「農産物安全流通課」に改め、同条第五項の表高齢福祉課の項の次に次のように加える。

地域医療課

感染・看護室

第七条第五項の表農業振興課の項中「研究開発室」を「研究技術室」に改める。

第十三条の表健康衛生総室の項中「医療看護課」を「地域医療課」に改め、「十八

感染症の予防に関すること。」を「(感染・看護室) 十八 感染症の予防に関すること。」に改める。

第十四条の表商工労働総室の項第五号中「及び高等技術専門学校」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同表産業振興総室の項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第

十六号までを一号ずつ繰り下げ、

「(産業人材育成課)

こと。」を「十四 技能の振興及び職業能力開発の推進に関すること。」に改め、第十

二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、

九 商業の

づくり課) 「(商業まちづくり課)

振興に関すること。」を「十 商業の振興に関すること。」に改め、第八号の次に次の

一号を加える。

九 地域産業の六次化(農林水産資源を生かした第一次産業、第二次産業及び第三次

産業の相互連携をいう。以下同じ。)に係る食品加工の事業化支援に関すること。

第十四条の表観光交流局の項第十三号を次のように改める。

十三 伝統的工芸品の販路の拡大に関すること。

第十四条の表観光交流局の項に次の一号を加える。

十四 地域産業の六次化に係る流通促進に関すること。

第十五条の表農林水産総室の項第三号中「、ほ場整備事務所」を削り、同表農業支援

総室の項中「研究開発室」を「研究技術室」に改め、第二十六号を第二十九号とし、

「(金融共済室) 「(金融共済室)

二十五 農業共済組合の指導及び検査に関すること。」を「二十八 農業共済組合の

指導及び検査に関すること。」に改め、第二十四号を第二十七号とし、第二十三号を第

二十六号とし、

「(農業経済課)

二十二 農業協同組合その他農業団体の指導に関すること。」を「(農

業経済課) 四 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関すること。

五 農業協同組合その他農業団体の指導に関すること。

第二十三号とし、第十六号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、

「(循環型農業課) 「(循環型農業課)

第二十三号とし、第十七 資源循環型農業の促進に関すること。」に改め、

第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、同項第十二号中「の指導」を「及

び農作業の安全の推進」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十一号を第十三号

とし、

「(農業担い手課)

十 農業経営の改善に関すること。」を「十一 農業の普及指導活動の総合的

な支援に関すること。」に改め、第九号の次に次の一号を加える。

「(農業担い手課)

十一 農業経営の改善に関すること。

十 農業技術に関すること。

第十五条の表生産流通総室の項中「農作物安全課」を「農作物安全流通課」に改め、第三十八号を第四十一号とし、第二十九号から第三十七号までを三号ずつ繰り下げ、「(水産課)」を「(水産課)」

二十八 水産業改良普及に関すること。」を「(水産課)」三十一 水産業改良普及に関すること。」に改め、第二十七号を第三十号とし、第二十一号から第二十六号までを三号ずつ繰り下げ、「(畜産課)」を「(畜産課)」

二十 家畜及び畜産物の生産及び流通に関すること。」を「(畜産課)」に改め、第十九号を第二十二号とし、第十六号から第十八号までを三号ずつ繰り下げ、「(園芸課)」を「(園芸課)」

十五 果樹生産の振興に関すること。」に改め、同項第十四号中「(平成六年法律第百十三号)」を削り、「こと」の下に「(他課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、「(水田畑作課)」を「(水田畑作課)」

十一 稲作の振興に関すること。」を「(水田畑作課)」に改め、同項第十四号中「(平成六年法律第百十三号)」を削り、「こと」の下に「(他課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、「(水田畑作課)」を「(水田畑作課)」

進及び総合調整に関すること。(他課の所掌に属するものを除く。)」に改め、第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、「(農産物流通課)」

五 農林水産物の消費拡大及び流通促進に関すること。」を「六 農林水産物の消費拡大及び流通促進に関すること。」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の施行に関すること(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(平成七年政令第九十八号)第十七条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。))

第十五条の表農村整備総室の項第十六号中「地すべり等防止区域」を「地すべり防止区域」に改め、同項第二十二号中「地すべり等防止対策」を「地すべり防止対策」に改め、同項第二十三号中「及び鉱害復旧事業」を削る。

第二十二号の表商工労働部に附置する観光交流局の項中「研究開発担当課長」を「研究

農産物安全担 上司の命を受け、特に指示された局の事務

農産物安全担 上司の命を受け、特に指示された局の事務

究技術担当課長」に、

当課長	に参画する。
農産物流通担当課長	上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。

農産物安全流通担当課長 上司の命を受け、特に指示された局の事務に参画する。

第二十二条の二を削る。

第二十二条の三 前二条に規定するもののほか、農林水産部に、食産業振興監を置き、その職務は、上司の命を受け、地域産業の六次化に係る施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、第二十二条の規定にかかわらず、当該事務を所掌する職員を指揮監督することとする。

第二十三条の二中「前四条」を「第二十二条から前条まで」に改める。

第二十四条の表企画調整部長の項、保健福祉部長の項及び商工労働部観光交流局長の項を削り、同表農林水産部生産流通総室総括主幹の項を次のように改める。

農林水産部生産流通総室総括主幹 農林水産部生産流通総室農作物安全流通課主幹

ハイテザの部	テクノ	ミイ郡	能力開
テクノ	ミイ郡	能力開	テクノ
ミイ郡	能力開	テクノ	ミイ郡
能力開	テクノ	ミイ郡	能力開

第二十七号の表出先機関(出先機関の出張所等を含む。)の内部組織の部中

ハイテザの部	テクノ	ミイ郡	能力開
テクノ	ミイ郡	能力開	テクノ
ミイ郡	能力開	テクノ	ミイ郡
能力開	テクノ	ミイ郡	能力開

クプラ 長 上司の命を受け、部の事務を掌理し、

テクノアカデ

期 大 学 校

福 島 県 立 テ
ク ノ ア カ デ
ミ ー 浜 職 業
能 力 開 発 校

第一の六の表福島県北農林事務所の項から福島県いわき農林事務所の項までの分掌事務の欄農林事務所の項中第七十六号を第七十八号とし、第十一号から第七十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十号中「米穀の生産調整」を「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第九号を第十一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 地域産業の六次化に係る施策の推進に関すること。

五 食品加工工業の振興に関すること。

別表第一の六の表中

福島県 相馬北 部用水 改良事 務所	相馬 市	相馬市 相馬郡新 地町	総務係 工事係	ダム 水改 必要 び監 用排 関す
福島県 富岡用 水改良 事務所	双葉 郡富 岡町	双葉郡富 岡町		

の築造及び用排水事業の実施に
な測量、設計及
督並びにダム、
水路等の管理に
ること。

を

福島県 富岡用 水改良 事務所	双葉 郡富 岡町	双葉郡富 岡町		ダム 水改 必要 び監 用排 関す
--------------------------	----------------	------------	--	----------------------------------

良事業の実施に
な測量、設計及
督並びにダム、
水路等の管理に
ること。

に改め、同表福島県会津南部は場整備事務所の項を削り、同表福島

「企画経 企画情報科
営部 技術移転科
経営・農作業科」を「企画経 企画技術科
営部 経営・農作
業科」に改め、別表第一の七の表福島県北建設事務所の項中「管理計画課」を

「河川砂防課」に改め、同表福島県
都市・施設課 を「河川砂防課」に改め、同表福島県
管理課 「」に、

「管理課」に改める。

別表第三の一の表福島県准看護師試験委員の項を削り、同表福島県医療審議会の項中「保健福祉部健康衛生総室医療看護課」を「保健福祉部健康衛生総室地域医療課」に改め、同項の次に次のように加える。

福島県准看 護師試験委 員	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号） 第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する すること。	保健福祉 部健康衛 生総室地 域医療課 感染・看 護室
---------------------	---	--

別表第三の二の表福島県卸売市場審議会の項中「農林水産部生産流通総室農産物流通課」を「農林水産部生産流通総室農産物安全流通課」に改める。

別表第四の一の表用地主査の項を削る。

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（行政経営課）

福島県規則第二十二号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正す

る。

第三条第一項第一号(14)中「第一百五條の三」を「第一百五條の三第一項及び第二項」に改め、同号(15)中「報告の徴収及び」を削り、同項第十六号(4)中「第十九條第一項」を「第十九條第二項」に改め、同項第二十三号(2)中「第九條第一項」を「第九條第二項」に改め、「徴収」の下に「、物件の提出命令」を加え、同項第四十三号(5)から(8)までを次のように改める。

(5) 第三条第四項の規定による届出の受理
 (6) 第三条第五項の規定による確認の取消し
 (7) 第四条第一項の規定による届出の受理
 (8) 第四条第二項の規定による調査等の命令
 第三条第一項第四十三号(9)中「措置命令」を「措置の指示」に改め、同号(10)を削り、同号(11)中「第九條第一項」を「第十二條第一項から第三項まで」に改め、同号(11)を同号(10)とし、同号(12)及び同号(13)を削り、同号(14)中「第九條第四項」を「第十二條第四項」に、「計画変更命令」を「計画変更の命令」に改め、同号(14)を同号(11)とし、同号(11)の次に次のように加える。

(12) 第十六条第一項の規定による認定
 (13) 第十六条第一項から第三項までの規定による届出の受理
 (14) 第十六条第四項の規定による措置命令
 第三条第一項第四十三号(16)中「第三十條」を「第五十五條」に改め、「協議」の下に「(第三十條第三項、第四十條第二項又は第十二條第四項の規定による命令をしようとする場合に係るものに限る。)」を加え、同号(16)を同号(19)とし、同号(15)中「第二十九條第一項」を「第五十四條第一項、第三十項及び第四十項」に改め、同号(15)を同号(18)とし、同号(18)の前に次のように加える。

(15) 第十九條の規定による措置命令
 (16) 第二十條第六項の規定による届出の受理
 (17) 第二十二條第九項の規定による届出の受理
 第三条第一項第四十三号に次のように加える。
 (20) 第五十六條第二項の規定による協力の要求及び意見の陳述
 第三条第二項中「(31)まで、(33)」を「(33)まで、(35)」に改める。
 第五條第二号中(39)を(41)とし、(38)を(40)とし、(37)を(39)とし、(36)を(37)とし、(34)を(36)とし、(33)を(35)とし、(32)を(34)とし、(31)を(33)とし、(30)を(32)とし、(29)を(31)とし、(28)を(30)とし、(27)を(29)とし、(26)の次に次のように加える。

(27) 第三十四條の十六第一項の規定による報告の徴収、質問及び立入検査
 (28) 第三十四條の十六第三項の規定による措置命令
 第十五條第一項第三十四号(1)中「第六條」を「第六條第一項」に改め、同号中(14)を(16)とし、(13)を(15)とし、(12)を削り、同号(11)中「第十四條第一項」を「第十四條第一項及び第二項」に改め、同号(11)を同号(14)とし、同号(10)中「第十三條第二項」を「第十三條第三項」に、「登録事項の訂正」を「登録」に改め、同号(10)を同号(13)とし、同号(13)の前に次のように加える。

(12) 第十三條第二項の規定による措置の指示
 第十五條第一項第三十四号(9)を同号(11)とし、同号(8)中「による」の下に「報告の徴収並びに」を加え、同号(8)を同号(10)とし、同号中(7)を(9)とし、(6)を(8)とし、(5)を(7)とし、同号(7)の前に次のように加える。

(6) 第八條第二項で準用する第六條第三項の規定による通知
 第十五條第一項第三十四号(4)中「第六條」を「第六條第一項」に改め、同号(4)を同号(5)とし、同号中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。
 (2) 第六條第三項の規定による通知

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第三條第一項第一号、第十六号及び第二十三号の改正規定は公布の日から、第十五條の改正規定は平成二十二年五月十九日から施行する。

(行政経営課)